



公式ルール概要

策定日：2025年10月1日

目的と規程の適用

本ルールは、いば雀における競技麻雀の運営、進行および成績集計に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 本競技は、Mリーグ公式ルールを基礎とし、本規程に定める事項を適用して実施する。
2. 本規程に定めのない事項、または本規程の解釈について疑義が生じた場合は、運営または立会人の裁定に従うものとする。

競技方式

1. 競技は4人1卓による東南戦の半荘戦とする。
2. 各者の持ち点は25,000点とし、30,000点返しとする。
3. 対局時間は60分の打ち切りとする。対局中に60分を経過した場合は、その局の終了をもって半荘終了とする。
(対局中に30分、50分経過時に事前アナウンスを行い、60分を経過時はその局で終了のアナウンス実施)
4. 持ち点が0点未満となった場合であっても、当該半荘は終了局まで継続する。
5. 場決めは、卓内の起家マークを起点とする掴み取りにより行う。
6. 親決めは、サイコロの二度振りにより決定する。

集計方法

成績集計

1. 成績は、半荘終了時の持ち点と順位点を合算し、1,000点を1ポイントとして換算して集計する。
2. 持ち点は、30,000点を基準として、これを超える点数をプラス、下回る点数をマイナスとして算出する。
3. 順位は、半荘終了時の合計得点の多寡によって決定する。

順位点

順位点は、半荘終了時の順位に応じ、次のとおり付与する。

順位	順位点
1位	+50,000点
2位	+10,000点
3位	▲10,000点
4位	▲30,000点

成績計算例

1. 35,800点の2位は、持ち点ポイント+5.8ポイント、順位点+10.0ポイントの合計+15.8ポイントとする。
2. 41,600点の1位は、持ち点ポイント+11.6ポイント、順位点+50.0ポイントの合計+61.6ポイントとする。

供託および同点処理

1. 半荘終了時に場に残った供託は、首位者の持ち点に加算する。
2. 首位者が複数いる場合は、当該者間で均等に按分する。
3. 按分により端数が生じる場合は、起家に近い者を優先して配分する。
4. 半荘終了時に同点者がある場合、順位点は当該順位間で均等に按分する。
5. 3名同点等により端数が生じる場合は、起家に近い者が大きい配分を受けるものとする。
(3名で端数が出る場合は1,000点を400点・300点・300点に分けこれを等倍し起家に近い方に多く加算する。)

ルール

基本ルール

1. 一本場は300点とし、ノーテン罰符は場に3,000点とする。
2. 親は、和了または流局時に聴牌している場合に連荘する。
3. 一発、裏ドラ、槓ドラおよび槓裏ドラを認める。
4. 槓ドラは常に先めぐりとする。
5. 赤牌は、萬子・筒子・索子の五に各1枚ずつを用い、いずれもドラとして扱う。なお、赤牌は役とはしない。
6. 切り上げ満貫を採用する。
7. 人和は採用しない。
8. 流し満貫は採用しない。
9. 後付けによる和了を認め、複数の和了牌候補を有する場合において、その一部についてのみ役が成立する形であっても、当該役の成立する和了牌による和了を認める。
10. 自風牌と場風牌が重複する連風牌の対子は、2符として計算する。
11. 嶺上開花による和了はツモ和了として扱い、ツモ符2符を加算する。
12. 海底牌を摸した者は、槓をすることができない。

数え役満および役満の取扱い

1. 13 翻以上の和了は、数え役満とせず、三倍満として扱う。
2. 役満の複合は認める。

ただし、四暗刻単騎、国士無双十三面待ち、大四喜および純正九蓮宝燈については、ダブル役満として扱わず、いずれも単一の役満として扱う。

責任払い（包）

役満の責任払いを採用しない。

途中流局等

九種九牌および四風連打などの途中流局は採用しない。

オーラスの取扱い

オーラスにおいて、親は首位者であっても和了止めは認めない。ただし、親が首位者であり、かつ立直をしていない場合に限り、聴牌のまま流局したときは、手牌を開示せず終局することができる。

ただし、親が首位者であり、かつ立直をしていない場合に限り、聴牌のまま流局したときは、手牌を開示せず終局することができる。

流局時の聴牌申告

1. 流局時の聴牌申告は、東家、南家、西家、北家の順に行うものとする。
2. ノーテン罰符の授受は、本規程に定めるところによる。

複数 and

1. 複数のロン和了が宣言された場合は、頭ハネを適用する。
2. 頭ハネの優先順位は、放銃者から見て下家、対面、上家の順とする。
3. 積み場および供託は、確定した和了者が取得する。

発声の優先順位

1. ポン、チーおよびカンの競合時は、ポンおよびカンをチーに優先する。
2. その他の発声の優先順位に疑義が生じた場合は、運営または立会人の裁定による。

立直宣言

1. 立直宣言は、自己の打牌前であれば取り消すことができる。
2. 前項の取消しは空行為として扱い、当該者は和了放棄とする。
3. 持ち点が0点未満である対局者についても、立直の宣言を認める。

禁止事項、マナー、違反行為

禁止事項

対局者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 他家の和了その他对局内容に対する不必要な批判
- 対局中に牌を伏せるなど、手牌の一部を隠す行為
- 先ヅモ
- 打牌の強打
- 引きヅモ
- その他、競技の公正または円滑な進行を妨げる行為

対局マナー

対局者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 倒牌は両手で丁寧に行うこと。
- 点棒の授受は、相手を取りやすい位置に置いて行うこと。
- 配牌時は自山を前に出し、自山にドラ表示牌がある場合は嶺上牌を下ろすこと。
- ツモ動作に入った後は、ポン、チー、カン、ロン等の発声は認められない。
- 捨て牌が河に置かれた後は、牌の入れ替えをしてはならない。
- 暗槓の際は、4枚を全員に明示しなければならない。
- 捨て牌は1列6枚ずつ、整然と並べなければならない。
- 発声は、同卓者に明瞭に聞こえるよう行わなければならない。
- 鳴きの手順は、発声、牌の開示、取牌、打牌の順を原則とする。

見せ牌および腰牌

- 見せ牌および腰牌については、原則として直ちに罰則を適用しない。
- ただし、運営が故意であると判断した場合は、和了放棄その他相当の罰則を科すことができる。

重大な違反行為

- 対局者が次の各号に掲げる行為をした場合、運営は当該者を不戦敗または失格とすることができる。
- イカサマ行為
- シャミセン、放歌、鼻歌その他これに類する行為
- 暴言または威圧行為
- あぐら、立て膝、足組みその他著しく不適切な姿勢での対局
- 他人の和了に対する批判
- 泥酔状態での対局
- その他、同卓者または運営が著しく不適切と判断する行為

錯和の規程

錯和

1. 錯和が発生した場合は、20 ポイントを減算する。
2. 錯和があった局はやり直しとし、親は流れない。
3. 錯和の際、積み場は増加せず、供託された立直棒は立直者に返還する。

錯和となる場合

次の各号に掲げる場合は、錯和として取り扱う。

1. 誤ロンまたは誤ツモにより手牌を倒した場合
2. 振聴または同巡内振聴の状態でも和了宣言を行い、手牌を倒した場合
3. ノーテン立直のまま流局した場合
4. 立直後に待ちの変わる槓または送り槓を行い、手牌を倒した場合
5. 立直後に待ちの変わる槓または送り槓を行い、そのまま流局した場合
6. 牌山または河を復元不能な程度に崩し、局の続行を不可能とした場合

和了放棄

次の各号に掲げる場合は、和了放棄とし、ノーテン扱いとする。

1. 多牌、少牌、食い替え、振聴ロン、誤ロンまたは誤ツモをしたが、手牌を倒していない場合
2. 副露の晒し間違いをした状態で打牌まで完了した場合
3. 発声のない副露または倒牌を行った場合
4. その他、立会人または運営が和了放棄相当と判断した場合

補則

最終裁定

本規程に定めのない事項、または本規程の適用上疑義が生じた事項については、運営または立会人が最終的に裁定する。

規程の変更

本規程は、開催日までに運営の判断により変更することがある。この場合、運営は事前に告知するものとする。

付記

参加者が安全かつ快適に競技へ参加できるよう、すべての対局者は本規程を遵守し、相互に敬意をもって対局しなければならない。

採用役

通則

1. 本競技において採用する和了役は、次表のとおりとする。
2. ◎印を付した役は門前役とする。
3. ※印を付した役は、一組でも副露した場合、翻数を一翻減ずる。

1 翻役

役名	区分	備考
門前清自摸和	◎	門前役
立直	◎	門前役
一発	◎	門前役
役牌（翻牌）	—	
平和	◎	門前役
断么九	—	
一盃口	◎	門前役
海底摸月	—	
河底撈魚	—	
搶槓	—	
嶺上開花	—	

2 翻役

役名	区分	備考
ダブル立直	◎	門前役
連風牌	—	
対々和	—	
三暗刻	—	
三色同刻	—	
三槓子	—	
小三元	—	
混老頭	—	
三色同順	※	副露時 1 翻
一気通貫	※	副露時 1 翻
全帯么九	※	副露時 1 翻
七対子	◎	25 符

3 翻役

役名	区分	備考
二盃口	◎	門前役
混一色	※	副露時 2 翻
純全帯么九	※	副露時 2 翻

6 翻役

役名	区分	備考
清一色	※	副露時 5 翻

役満

役名	区分	備考
天和	◎	門前役
地和	◎	門前役
国士無双	◎	門前役
四暗刻	◎	門前役
大三元	—	
緑一色	—	發を含まない形も可
字一色	—	
小四喜	—	
大四喜	—	
清老頭	—	
四槓子	—	
九蓮宝燈	◎	門前役

注記

1. 一発は立直に付随する役とし、単独の和了役とはしない。
2. 一発の権利を有する者が捨槓により和了した場合は、一発と捨槓の複合を認める。
3. 前項の場合において、捨槓時は槓が成立しないものとし、槓ドラは付さない。
4. 平和の自摸和了については、ツモ符を付けず、20符として計算するものとし、門前清自摸和と複合する。
5. 七対子は25符とし、子1,600点、親2,400点とする。
6. 嶺上開花による和了は、自摸和了として扱う。
7. 異なる役満の複合は、これを認める

